

和泉市家庭用生ごみ処理機購入費補助金応募要領

1. 事業概要

一般家庭から排出される生ごみの堆肥化又は減量化を促進し、市民のごみ減量に対する意識の向上を図るため、生ごみを堆肥化又は減量する電動式生ごみ処理機（以下「処理機」という。）を購入し設置した者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付します。

2. 補助対象者

次の各号に掲げる要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯（事業所を除く）であること。
- (2) 市内に処理機を設置し、かつ、適切な管理ができること。
- (3) 生成物（堆肥等）のできる機種については、当該生成物について、自ら適正に処理できること。
- (4) 事前に申込み、第 5 条第 1 項による購入承諾を受けた後に購入した者であること。
- (5) 5 年以内に、本補助金を受けていない者又は世帯であること。

3. 補助対象処理機

補助の対象となる処理機は、家庭から排出される生ごみを機械的に処理し、消滅、堆肥化又は減容化する温風乾燥型及びバイオ発酵（微生物分解等）型の電動式の処理機であって、生ごみを単に破碎し、水路又は下水道等に排出する機器（ディスポーザー等）及び生ごみを焼却する機器は除きます。

4. 募集期間等

- (1) 募集期間 当該年度の 4 月から 1 月末まで
- (2) 募集件数 当該年度の予算の範囲内で先着順
- (3) 受付時間 募集期間中の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除く)
- (4) 受付場所 和泉市役所 生活環境担当（2 階 8 番）窓口まで提出してください。
(郵送も可)

5. 補助金額

補助金の額は予算の範囲内とし、運搬費及び設置工事費等を除く処理機本体の購入金額（消費税を含む）の 3 分の 2 とし、40,000 円を限度とする。ただし、100 円未満の端数があるときには、これを切り捨てる。

6. 補助対象となる家庭用生ごみ処理機の数

補助対象台数は、1 世帯当たり 1 台です。

7. 事前申込み

- (1) 補助金の交付を受けようとする方は、あらかじめ和泉市家庭用生ごみ処理機購入費補助金事前申込書兼同意書（様式第1号）により上記の「4. 募集期間」内に事前に申込みを行ってください。
- (2) 補助金対象機種等、申込み内容が適当と認めるときは、生活環境担当から和泉市家庭用生ごみ処理機購入承諾書（様式第2号）に和泉市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付申請及び交付請求書（様式第3号）を同封し通知いたします。

8. 生ごみ処理機の購入

前項による購入承諾書（様式第2号）の通知を受けたときは、別に定める日（購入承諾書（様式第2号）の交付日から30日以内）までに事前に届け出た処理機を購入してください。ただし、期限までに購入できない事情があるときは、期間の延長について期限までに生活環境担当まで申し出てください。

※市から購入承諾書（様式第2号）を受け取る前に購入した処理機は補助対象外となります。

9. 請求手続きと必要な書類

市から購入の承諾を受けた処理機を購入していただいた後に、補助金交付申請及び交付請求書（様式第3号）に下記の必要書類各1部を添付のうえ生活環境担当まで提出してください。

- (1) 処理機を購入したことを証するもの（処理機の名称、購入日、購入販売店名、購入者の氏名が明記されていること。）の写し
 - ① 領収書の写し
 - ② 保証書の写し
- (2) 処理機を設置したことを証する写真
- (3) 補助金の振込預貯金口座の確認できるもの又はその写し
- (4) 申請者と口座名義人が異なる場合は委任状

10. 補助金のお支払い

補助金交付申請及び交付請求書（様式第3号）の提出後、指定されました金融機関の口座に補助金を振り込みます。

11. 調査等

処理機の設定及び管理の状況について、調査する場合がありますので、その時はご協力をお願いします。

12. 交付決定の取消し等

下記のいずれかに該当したことが判明したときは、その全部又は一部を返還していただくことがあります。

- (1) 和泉市家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な行為により補助金を受けたとき。
- (3) 処理機の設定の日から起算して5年以内に譲渡等を行ったとき。

■お問合せ 和泉市役所 生活環境担当
〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
0725-99-8122 （直通）
0725-41-1551 （代表）